

山科地域ケア愛ステーションのご案内

在宅療養や施設で専門職の援助が必要な場面はありませんか？

「歯が悪くなったけど往診してもらえる歯医者さんはいないかな？」

「薬が多くて、間違えそう」

「食事はこれでいいのだろうか？」

「人生の最期の時間は、家で過ごさせてあげたい」

などなど

そんな要望に応えるのが「愛ステーション」です

山科では医師会、歯科医師会、歯科衛生会山科支部、山科薬剤師会、京都府栄養士会のご協力をいただき、ケアマネジャーさんの現場での要望を相談する窓口として「山科地域ケア愛ステーション」が設置されることになりました。現場での要望と相談したい職種をFAXで送付していただければ、要望に応じた適切な人材を紹介します



FAX

山科地域ケア愛ステーション
FAX 075(594)0076

山科医師会

口腔サポートセンター

京都府栄養士会

山科薬剤師会

薬剤師の訪問業務

居宅療養管理指導・在宅患者訪問薬剤管理指導料について】

お薬のことなら
なんでもご相談下さい



お医者様から頂いているお薬について、

- ✦ お薬がきっちりと飲めない
飲みづらい、分かりづらい、数量が多い、種類が多い
- ✦ 薬を飲んでから体調が悪い
体に合わない、量が多い、飲み方を間違っている
- ✦ ○○が欲しいけど・・・
近所に売ってない、正しい品を買えるか自信がない
- ✦ 持って帰ることが出来ない
重い、病院や薬局が遠い、歩けない、家を離れられない

上記などのお悩みをお持ちの方、一度ご相談下さい。

調剤薬局の薬剤師が家までお薬をお届けのうえ、
ご相談に応じます。



色んなものをお届けできます！

- 整理
飲みやすいように整理します
古い薬を整理します
生活に合った飲み方を考えます
- 確認
きちんと飲めているか確認します
副作用がないか確認します
悪い組み合わせがないか確認します
- 説明
効果や意味をきちんと説明します
飲み方や使い方を説明・指導します
など

※ 必要に応じ、こちらからお医者様とお話してお薬の変更（種類や形）などをお願いします。

料金と仕組みについて

医療・介護サービスを利用しての訪問について

現在、介護保険を受けていますか？

はい

介護保険

居宅療養管理指導

500単位ないし350単位

一律一割（500円か350円）

※患者様の住居形態や病態により単位・点数が変わることもありますので、
詳細は薬局にお尋ねください。

いいえ

医療保険

在宅患者訪問薬剤管理指導

500点ないし350点

負担割合による

【共通事項】

医師の指示（指示書・情報提供書）と患者・家族または後見人の受諾が必要。

生活保護・特定疾患の公費適用がある場合にはいずれも負担免除。

基本、算定する日の間隔は6日以上かつ月4回を限度とする。

※また、上記の仕組み以外にも、すでにいただいているお薬についての相談に応じるための『外来服薬支援料（医療保険で185点）』というものもあり、例え別の病院・医院・薬局でもらったお薬であってもご要望にお応えし、お宅までお伺いする事ができます。

※医師からの指示または依頼によって訪問させていただきますが、それ以前に訪問が必要であると薬剤師が判断した場合には、自ら主治医の先生にご連絡・ご報告して訪問のご指示をいただけるよう働きかけます。

※ケアマネジャー様へ

居宅療養管理指導は介護保険の利用限度額に含まれません。

その他、下記のような地域医療の形態にも貢献いたします

在宅経腸栄養法（HEN）の管理・支援

在宅中心静脈栄養法（HPN）の管理・支援

医療材料・衛生材料・介護用品の紹介と供給

栄養剤や嚥下補助食品（とろみ・ゼリー剤など）の紹介と供給

医療用麻薬の供給と管理

など

ぜひ一度、地域のかかりつけ薬局にご相談下さい。

管理栄養士の訪問業務

【訪問栄養食事指導（居宅療養管理指導）について】

私たちは安心できる幸せな食生活を営むための支援をいたします



こんなお悩みはありませんか？

- ✦ 食事の管理が出来ず、病状が悪化している。
- ✦ 食事量減ってきて、痩せてきた
- ✦ 食べたり飲んだりすると、むせてしまう。
- ✦ 食事に時間がかかるようになった。
- ✦ 食事を食べやすくする工夫をしたい。
- ✦ 食事作りのポイントを介護者に指導してほしい。

など

管理栄養士はこんなことができます

■ 食事摂取量と栄養状態の確認

どれくらい栄養量が取れているか、聞き取りや食事状況から算定し改善法を指導・提案します

■ 状態に合わせた食事内容、形態などの指導

嚥下、咀嚼の状態に応じた食形態を実物で提案し、食べる楽しみを確保できるよう指導します

「京都府摂食・嚥下共通連絡票」に応じた食事、環境づくりに対応します

■ 調理実技を介した指導

手軽に作れる、安全で美味しく食べられる調理法を指導。市販品の利用法なども提案します

■ 慢性疾患に値する食事療法の指導

疾患の重症化予防のための食事療法を指導し、健康保持改善につなげます

■ 栄養補助食品、介護用食品、介護食器等の紹介

治療用食品、経腸栄養剤、特殊食品、食材宅配の紹介や活用法の指導も行います

■ 食生活プラン（プログラム）の作成

食習慣、生活環境も加味し、実行可能な食事法を具体的に指導・提案します

家族（介助者）への援助の視点を考えています

■ ヘルパー指導

食生活・家事支援を担当するヘルパーに、対象者に必要な食事内容・簡単な治療食の工夫などを指導します

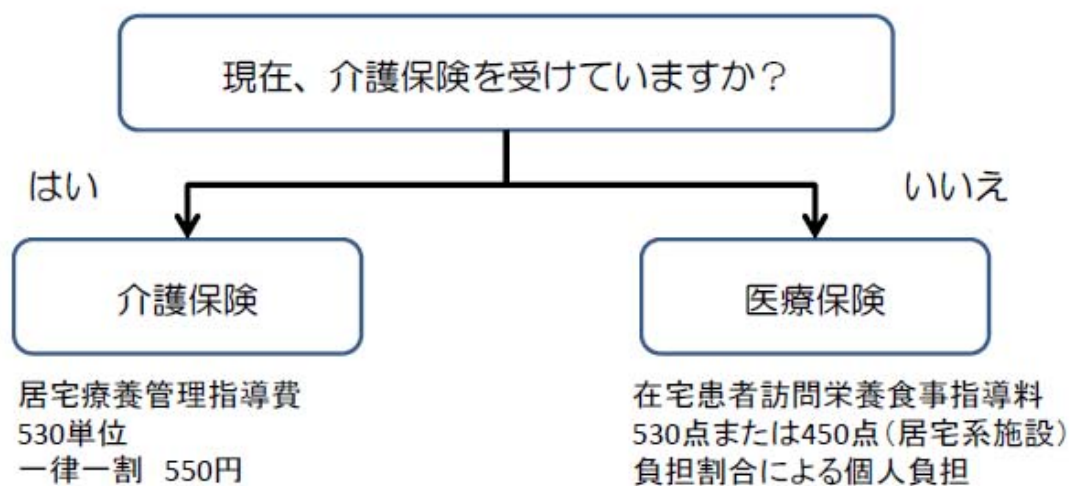
■ その他、療養生活に関わる様々な相談

つぎのような在宅療養の方が対象です

- 糖尿病、腎臓病、肝臓病、胃潰瘍、貧血、脂質異常症(高脂血症)、痛風、心臓病、消化管の手術後、潰瘍性大腸炎、高度肥満、高血圧症・・・などで食事管理が必要
- 低栄養状態(やせ、アルブミン値 3.5g/dl 以下)、嚥下困難者(そのために摂食不良となった方を含む)、流動食、経管栄養の方など

費用について

医療・介護サービスを利用しての訪問について



- ◆ 医療保険では、対象者様の居宅形態(施設系のお住まいであることなど)で点数が変わります。詳細は管理栄養士にお尋ねください。
- ◆ 医師の指示、訪問以来により訪問させていただきますが、介護保険での居宅療養管理指導では、共同で作成した栄養ケア計画に基づき指示が(「ケア計画」に組み入れ)が必要です。
- ◆ * 指示がない場合でも、訪問が必要である場合にはご相談ください。主治医への働きかけもいたします。
- ◆ 算定する日は月2回限度です。
- ◆ 調理実習を伴う場合、材料費(実費)等が必要となる場合があります。
- ◆ 訪問の交通費(実費)をご負担いただくことがあります。
- ◆ 居宅療養管理費は介護保険の利用限度額に含まれません。

療養者お一人おひとりにあった負担の少ない実践的な栄養食事指導を
多職種と連携して行います。

山科地域ケア愛ステーション
FAX 075(594)0076

患者氏名		年	月	日生	歳	男	女	
病名								
住所								
電話番号		担当ケアマネ						
かかりつけ医	医科	歯科						
依頼先	医師 口腔サポートセンター 栄養士 薬剤師 その他							
依頼事項								
備考								
送信者		電話番号		FAX				